

鳥羽市プレミアム付商品券「やまとたちばな」取扱店要項

1. 目的

食料品価格等の物価高騰により影響を受けている市民の皆さまの生活支援、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の店舗などへの支援を通じて、地域の消費喚起を図り、市内経済循環の向上と地域経済の回復を目的とした「鳥羽市プレミアム付商品券」を発行します。

2. 概要

- (1) 商品券発行者 鳥羽商工会議所
 (2) 商品券名称 「やまとたちばな」
 (3) 販売開始日 令和6年6月17日(月)
 (4) 販売期間 令和6年6月17日(月)～令和6年7月31日(水)
 ※期間中の土曜日は販売しません
 (5) 販売場所 【月～金曜日】市内郵便局 9時～17時 ※簡易局は除く
 【日曜日】鳥羽ショッピングプラザ ハロー内 特設売場 10時～15時
 (6) 発行総額 100,800,000円(6,000円×16,800冊)のうちプレミアム分 67,200,000円
 【表面】専用券(見本)



【表面】共通券(見本)



【裏面】（見本）

注意事項（必ずお読み下さい。）

商品券をご利用される方へ

この商品券は、鳥羽市内のプレミアム付商品券取扱店にて商品・サービスのご利用が可能です。

※鳥羽市以外では、ご利用できません。

※取扱店によっては、ご利用できない商品があります。

この商品券は現金とお引き換えいたしません。

この商品券に番号、商工会議所印がないものは無効です。

この商品券の盗難、紛失又は滅失に対して、その責任を負いません。

つり銭はお出しいたしませんのでご注意ください。

使用期限内にご利用されない場合は無効となります。

不明な点については、鳥羽商工会議所 TEL. 0599-25-2751までご連絡下さい。



商品券取扱店
QRコード

取扱店名

※取扱店は、店名を記入（ゴム印可）して下さい。

- (7) 販売単位 額面1,000円券6枚（専用券3枚、共通券3枚）を1冊とし、
2,000円で販売します。
- (8) 販売対象 鳥羽市民
- (9) 販売上限 1人 1冊 ※引換券が自宅に届きます。
- (10) 使用期間 令和6年6月17日（月）～令和6年9月30日（月）
- (11) 商品券取扱店
- ① 鳥羽市内において商品、サービスを提供する事業者で、商品券発行事業に賛同する事業者で所定の申込書等を提出し、取扱店として登録が済んでいることが必要です。
 - ② 取扱店登録申込書、「鳥羽プレミアム商品券」指定預金口座届出書及び同意書（様式第1号）を鳥羽商工会議所にすみやかに提出して下さい。なお、5月14日までに受理した「取扱店登録申込書」の内容は販売所で配布する当初の取扱店一覧に掲載します。
（※掲載項目：店舗名、業種、町名）
 - ③ 取扱店は、取扱店である旨の所定のポスターを消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
 - ④ 取扱店情報を定期的に鳥羽商工会議所のホームページに掲載します。
<https://www.search.toba.or.jp/prem/>
- (11) 商品券使用方法
- 購入者は、取扱店で現金と同様に使用できます（適用外を除く）。ただし、釣り銭は出ません。額面以上の商品・サービスの提供を受ける場合、差額は現金で支払うことができます。
- (12) 商品券の種類（専用券、共通券）
- ①専用券：鳥羽市に本社所在地がある取扱店舗のみで使用できます。
 - ②共通券：鳥羽市にある全ての取扱店舗で使用できます。
- ※本社が鳥羽市外の店舗で専用券を利用された場合、換金ができません。金融機関で誤って換金された場合、返金を求めることがあります。

(13) 利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・水道料金など）
- ・有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・商品券の交換又は売買

(14) 商品券扱い上の注意事項

- ① 使用期間後は、受け付けしないで下さい。
- ② **金融機関最終換金受付日（令和6年10月24日）を過ぎた商品券は換金できません。**
- ③ 一部利用できない商品やサービスは、取扱店で説明して下さい。
- ④ 購入後の返品は受け付けしないで下さい。
- ⑤ 現金との引換はしないで下さい。
- ⑥ つり銭は支払わないで下さい。
- ⑦ 本券は、消費者を対象とし、業者間取引に利用しないで下さい。
- ⑧ 本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。
- ⑨ 本券発行の鳥羽商工会議所印と一連番号の記載がないものは無効とします。大量の商品券が持ち込まれた場合は、特に注意して下さい。
- ⑩ 商品券の利用方法については、各取扱店で従業員に周知徹底を行って下さい。

(15) 換金手続

※最終換金受付日（令和6年10月24日）を過ぎた商品券は換金できません。

取扱店は、消費者より受け取った商品券裏面の「取扱店名」に店名を記入（ゴム印可）し、商品券を所定の袋に入れて、鳥羽市プレミアム付商品券換金依頼書（様式第2号、以下「換金依頼書」という）とともに金融機関に持参し、換金手続を行って下さい。**但し、換金手続きは、事前に商工会議所に届け出た「指定預金口座届出書及び同意書（様式第1号）」に記載した金融機関とします。**

鳥羽市内金融機関…百五銀行鳥羽支店、百五銀行鳥羽東支店、
三十三銀行鳥羽支店、桑名三重信用金庫鳥羽支店

[受付日]

令和6年6月17日（月）～令和6年10月24日（木）の間で、**毎月1～8日、16～24日**とします。

※小切手は発行致しません。

(16) 商品券の換金

取扱金融機関より、毎月24日（取扱金融機関が1～8日までの商品券預かり分）および9日（取扱金融機関が前月の16～24日までの商品券預かり分）に取扱店の指定口座に入金します。

尚、金融機関が休業日の場合は指定日の翌営業日に入金を行います。

換金手続一覧表

持参日（金融機関）	換金日(入金日)
6月17日～6月24日	7月9日（火）
7月 1日～7月 8日	7月24日（水）
7月16日～7月24日	8月9日（金）
8月 1日～8月 8日	8月26日（月）
8月16日～8月23日	9月9日（月）
9月 2日～9月 6日	9月24日（火）
9月17日～9月 24日	10月9日（水）
10月 1日～10月 8日	10月24日（木）
10月16日～10月24日	11月11日（月）

(17) 換金手数料 無料

(18) お問い合わせ先

- ①プレミアム商品券購入について 鳥羽市観光商工課 0599-25-1156
- ②プレミアム商品券の取扱店、換金等について 鳥羽商工会議所
TEL 0599-25-2751 FAX 0599-26-4988
e-mail: pre@toba.or.jp

(19) 商品券換金スキーム図

